

小 樽 市

平成30年度 貸出ダンプ制度 御利用の手引き

◇ はじめに

本制度は、昭和54年度から市民の皆様がその居住する地域の冬期間における交通を確保するため、町会又は団体（以下、「町会等」という。）が自主的に生活道路の排雪を行う際に、市が無償でダンプを派遣し運搬処理を行うことにより、町会等の排雪費用の軽減を図ることを目的としております。

御利用に当たっては、本書「貸出ダンプ制度 御利用の手引き」の内容を十分に御理解され、申し込みされますようお願いいたします。

なお、今年度において貸出ダンプ制度の一部（申込書の提出）が変更となっております。変更事項及び注意事項に留意し、御利用いただきますようお願いいたします。

小樽市建設部

貸出ダンプ制度の見直しについて

今年度につきましては、昨年度変更いたしました申込書の提出について、見直しを行いましたので御理解をお願いいたします。

また、申請の際は、下記の変更点に留意して申請していただきますよう、よろしく
お願いいたします。

平成29年度の変更点

- 申込書の提出は利用団体が市に提出することとしました。
- 道路幅員が8 m以上の道路については排雪幅を8 mまでとしました。
- 市の排雪第2種路線を貸出ダンプ制度の対象外とすることとしました。

平成30年度の変更点

申込書の提出について、積込業者の代理提出を認めることに変更する。

昨年度、利用団体の皆様に申請内容をしっかり理解してもらうため、利用団体が直接、市に申込書を提出していただく変更をしましたが、利用団体が一定程度、制度内容を理解していただいたこと、また、利用団体の負担軽減を図る目的で利用団体の提出のほか積込業者の代理提出も認めるものです。

【積込業者が代理で申し込む場合】

- 市が申込書の内容を確認後、利用団体へ写しを返送いたします。
- 新たな申請団体や申請箇所及び、前年度と申込み内容に変更があった場合、利用団体の代表者へ連絡を行い、申込み内容の確認をいたします。

受付時間等について、昨年度、申込書を利用団体が直接提出していただく変更を実施した際、第1回目の受付時間において、平日の受付時間を午後8時までとしたことや日曜日の受付を実施しましたが、今年度は、市役所開庁時のみの受付といたします。

平成29年度から平成30年度の変更点比較表

	平成30年度	平成29年度
申込書の提出	積込業者の代理可	利用団体のみ可
受付期間・時間	<p>1回目受付 平成30年12月3日から 平成30年12月17日 午前9時00分から午後5時20分 (土・日曜日、祝祭日を除く)</p> <p>2回目受付 平成30年12月3日から 平成31年2月1日 午前9時00分から午後5時20分 (土・日曜日、祝祭日を除く)</p>	<p>1回目受付 平成29年11月27日から 平成29年12月15日 午前9時00分から午後8時00分 (土曜日、祝祭日を除く) 平成29年12月3日・10日(日曜日)のみ 午前9時00分から午後5時00分</p> <p>2回目受付 平成29年11月27日から 平成29年12月15日 午前9時00分から午後8時00分 (土曜日、祝祭日を除く) 平成29年12月3日・10日(日曜日)のみ 午前9時00分から午後5時00分 平成29年12月18日から 平成30年2月2日 午前9時00分から午後5時20分 (土・日曜日、祝祭日を除く)</p>
申込場所	市役所別館5階 建設部庶務課	市役所別館5階 庶務課(11月まで) 市役所別館4階 除雪対策本部事務局 (12月から)

◇ 貸出ダンプ制度の申込みについて

申込みに当たっては、下記の1から7までの内容を確認の上、申込書を提出してください。

1 対象、対象外となる道路等について

申請対象及び対象外の道路等は、下表のとおりです。

対象となる道路	
「積込業者が市に登録した積込機械」が作業できる道路（対象外の道路を除く）で、下記のいずれかの条件を満たすもの	
① 除排雪路線に接続していること	(7ページ「貸出ダンプ図例」①)
② 除排雪路線に接続していない場合は、ダンプの運搬作業が可能な道路に接続していること	(7ページ「貸出ダンプ図例」②)
対象外となる道路	
「国道」、「道道」、「排雪第1種路線」、「排雪第2種路線」、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法指定路線（雪寒路線）」、「バス路線」	
対象外となる雪	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根や住宅の敷地などの道路以外の雪 ・ 雪堆積場（空き地、駐車場等）の雪 ・ 集合住宅の敷地内通路の雪 (7ページ「貸出ダンプ図例」③) ・ 排雪幅8mを超える路肩や法面等の雪 (7ページ「貸出ダンプ図例」③) 	

- 積込機械の転回場が必要な場合は、転回場の使用を1申請で1か所のみ認めます。ただし、転回場の排雪は、作業に必要な最小限の範囲とします。(7ページ「貸出ダンプ図例」②)**

2 実施期間等について

実施期間等は、下表のとおりです。

実施期間	平成31年1月13日（日）から平成31年3月13日（水）まで
時 間	原則として、午前8時から午後5時まで
日 数	1申請で、連続3日以内
利用回数	同一箇所最大2回まで（2回目の利用について6ページ注意事項に記載がありますのでご確認ください）

- 実施期間につきましては、今シーズンの気象状況等により変更する場合があります。**
- ダンプは、当該道路の作業量や作業日の配車状況等により、御希望の車種及び台数を変更させていただく場合があります。**

3 積込業者及び使用機械について

積込業者については、町会等が市に登録のある業者から選定し、使用機械等の費用を負担することになります。登録業者については、11月中旬に決定する予定ですので、市のホームページで確認していただくか、建設部 建設事業室 維持課（電話 32-4111 内線 578,579）までお問い合わせください。使用機械については、積込業者が市に届け出た機械に限定し、現場に適さない機種については、市の指導により変更していただくことがあります。

4 受付期間等について

受付期間等は、下表のとおりです。実施日は1回目と2回目に分かれており、**抽選により決定いたします。**

		受付期間	抽選日時	抽選場所	実施期間
受付期間等	第1回目	平成30年12/3(月) ～平成30年12/17(月)	平成31年1/7(月) 午後2時00分	消防庁舎 6階講堂	平成31年1/13(日) ～平成31年3/13(水)
	第2回目	平成30年12/3(月) ～平成31年2/1(金)	平成31年2/14(木) 午後2時00分		平成31年2/20(水) ～平成31年3/13(水)
● 電話での受付は行いませんので、御注意願います。					
提出書類	<input type="checkbox"/> 申込書及び現場見取図 ※ 申込書と現場見取図の両方に、町会等における代表者の方の捺印が必要となります。 ※ 現場見取図は最新の地図を添付するように、御協力をお願いいたします。 <input type="checkbox"/> 積込業者からの「見積書の写し」又は「契約書の写し」 ※ 団体負担額が1時間当たり3,000円未満の場合、制度を利用できません。				
申込場所	平成30年12/3(月)～平成31年2/1(金) 市役所別館5階 建設部庶務課 電話 32-4111(内線346)				
受付時間	平成30年12/3(月)～平成31年2/1(金) 午前9時00分から午後5時20分まで(土・日曜日、祝祭日を除く)				

5 抽選会について

抽選会当日は、当選した順番にその場で実施日を決定していただきますので、**必ず実施日を決定できる方(町会等の代表者、担当者、積込業者等)の出席**をお願いいたします。

抽選の進行をスムーズにするため、**実施希望日につきましては、複数日(第3希望日位まで)御用意願います。**

6 領収書の提出について

積込業者への支払完了後は、**平成31年4月30日(火)までに領収書の写しを提出**してください。**領収書の提出がない場合は、次年度の貸出ダンプの利用を制限する場合があります。**

7 その他

- ・作業実施に当たっては、事前に地域の皆様への周知をお願いいたします。
- ・**申込書について、様式が変更になっておりますので、必ず、最新の様式を使用してください。**

◇ 貸出ダンプ実施の流れ

(1) 申込み

- 町会等で作業実施の話がまとまりましたら、手引きと注意事項をよくお読みの上、添付の申込書を提出してください。
- 申込書には現場見取図を添付し、**排雪箇所と転回場をマーキング**してください。
また、申込書に転回場の規模（縦 m×横 m＝必要面積）を記載してください。
 - ※ 申込書と現場見取図には**代表者の捺印が必要です**。
 - ※ 積込業者からの**見積書の写し、又は契約書の写し**も添付してください。
団体負担額が1時間当たり3,000円未満の場合、原則として制度を利用できません。
 - ※ 1申請の実施日数は**連続3日以内**です。
 - ※ 申請箇所に**対象外路線や雪堆積場が含まれていないか**確認をしてください。
 - ※ 実施箇所の路線延長を記入してください。
(路線延長が不明の場合は、担当係へ御相談ください。)
 - ※ 誰が交通整理員を配置するのか、該当区分に○を付けてください。

(2) 受付

- 申込書の内容を審査し、受付します。
- 申込書類での受付しかできませんので、御注意願います。
 - ※ **電話で日程枠を確保することはできません。**

(3) 抽選

- 抽選により実施日を決定します。

1回目抽選日時	平成31年	1月	7日(月)	午後2:00から
2回目抽選日時	平成31年	2月14日(木)	午後2:00から	

(4) 作業開始

- 作業を行う日時に市が派遣するダンプが現地に到着し、町会等が契約した業者により積み込み作業が開始されます。
- 貸出ダンプ作業の実施に当たり、道路使用許可を小樽警察署に申請する必要があります。**詳しいことは、積込業者に御相談してください。**
(道路使用許可証の写しを作業実施前までに提出願います) (郵送可)
- 安全確保のため、**作業中は必ず交通整理員を現場に配置してください。**

(5) 終了

- 雪の積み込み等に要した機械の使用料は、業者に直接お支払いください。
 - ※ 積込業者への支払完了後、**平成31年4月30日(火)までに「領収書の写し」**を提出してください。(郵送可)

◇ 注 意 事 項

- (1) 土曜、日曜日及び祝日は大変混み合いますので、平日の日程も御検討ください。
- (2) 作業日程につきましては、市の除排雪の日程により、作業日の変更を調整する場合がありますので御理解ください。
また、**実施予定箇所が市の排雪と重複し、市が排雪を実施する場合や貸出ダンプの2回目の利用において、市の担当者が降雪・現場状況を確認し排雪が必要ないと判断した場合は、ダンプの派遣を中止することがありますので御理解ください。**
- (3) 抽選に当たっては、事前に、町会等と積込業者で打合せを行い、実施可能な日を複数日用意して参加してください。
また、**日程の変更は実施日の2営業日前の正午までをお願いいたします。それ以降の変更は受け付けられませんので御注意ください。**
- (4) 積込機械の選定は、市に届け出た機種で現場の状況に合ったものにしてください。
場所によっては、作業を円滑に行うため、かき出しタイヤドーザー等補助機械の使用を市が指導することがあります。
- (5) 作業時の安全確保のため、**作業中は必ず交通整理員を配置**し、大変危険ですので作業関係者以外は立入らないよう御注意願います。
- (6) 本制度は、道路の除排雪を目的とするものですので、**屋根や駐車場などからの雪出しや雪堆積場の排雪は御遠慮ください。制度対象外の排雪を行ったことを確認した場合、次回の利用を制限する場合があります。**
本年度も、市のパトロールを、平日、土・日曜日及び祝日に実施する予定です。
- (7) 積み込む雪に、土砂、ゴミ、油又は木片等が混じっておりますと、**環境汚染の原因となりますので、事前に取り除くなど御配慮願います。**
- (8) 使用機械により、排雪を実施した道路や周辺の施設等を破損させた場合（融雪後に発見された場合も含む）は、**被害者への対応と補修を、速やかに行うよう**お願いいたします。
- (9) 原則として雪捨場は排雪場所から最も近い場所となりますが、混雑状況等により変更となる場合があります。
また、道路状況によりダンプの運行に時間を要する場合がございますので御了承ください。
- (10) **市の担当者が作業状況、ダンプの雪積載量を確認に巡回しておりますので、御協力をお願いいたします。**
また、作業終了時、**最終のダンプが雪捨場担当者に作業終了の報告をするよう御配慮願います。**

貸出ダンプ図例

